

平成29年度 サンジュエリー 事業計画

事業所名	サンジュエリー		
施設長・管理者名	木天 隆治		
実施事業	生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援		
開設年月日	平成13年4月1日		
所在地	鳥取県倉吉市福守町452		
正規職員数	8名		
臨時職員数	15名		
パート職員数	7名		
定員	生活介護・施設入所支援 定員 30名		
	短期入所 2名 日中一時支援 1日1～2名		
	目標利用者数	29名/月	利用率 97%
職員配置	施設長1名・サービス管理責任者1名・生活支援員16名 理学療法士1名・機能訓練指導員1名・看護師3名 栄養士2名・調理員3名・事務員1名・宿直員1名		

1 基本方針

- (1) ご利用者様一人ひとりが自己の生活を生み出していけるよう支援を行います。
- (2) ご利用者様への権利擁護の意識を強く持ち、より専門的な支援ができるようスキルアップに努めます。
- (3) ご利用者様とのコミュニケーションを増やし、傾聴してご利用者様が安心・安全に生活できる施設を目指します。
- (4) メンタルヘルスケアを実施しながら、職員が情熱を持って仕事ができる環境づくりを進めます。
- (5) 地域に目を向けた、開かれた施設づくりに努めます。

2 運営

- (1) サービス管理・自立支援について
 - 個別支援計画に基づく自立支援の確立に努めます。
 - ①ご利用者様へより良い支援を迫りながら、支援内容に関する評価を実施します。
(1人につき1回/月)
 - ②個別支援計画の定期的な見直しを行います。
(原則：1人につき1回/6ヶ月ですが、必要に応じ、適宜見直しを行います)
 - ③相談支援事業所が作成するサービス等利用計画を踏まえ、施設に必要な支援は何かを追求し、より具体化した個別支援計画を作成するように努めます。
- (2) リハビリテーションについて
 - 日常生活の中で、全職員がご利用者様の身体機能の維持・改善を図り、ADLの向上や、介助量の軽減を目指します。
 - ①定期的にリハビリテーションカンファレンスを実施します。(1回/月)
 - ②定期的にリハビリテーション実施計画書の見直しを実施します。(1回/3ヶ月)
 - ③リハビリテーション実施計画書の他に個々のご利用者様の身体機能評価を実施します。(1回/6ヶ月)
- (3) 食生活について
 - 給食委員会を中心に、食への幸せ・楽しみを迫ります。

- ①各職種と共有しながら、ご利用者様の身体状況・栄養状態を把握し、一人ひとりに適した食事を提供します。
- ②地産地消を心がけ、新鮮・衛生面を留意し安心・安全な食事を提供します。
- ③クラブ活動として施設で栽培・収穫した野菜を提供し、楽しみと食への喜びを分かち合います。
- ④嗜好調査を実施し、ご利用者様の意見を取り入れ献立作りに活かします。
- ⑤ご当地メニュー、バイキング、手作り料理、行事食等を取り入れ、ご利用者様の楽しみを増やします。
- ⑥食中毒予防の研修を行い、感染症発生時の対応マニュアルの再確認を行います。

(4) 医療について

安全に生活していただけるよう、看護師、リスクマネジメント委員会を中心に事故防止策・事故発生時の対応、施設内感染症対策に取り組みます。

ご利用者様の様子を注視することにより、健康状態・体調変化を把握し、素早い対応に努め、健康管理体制を強化します。

- ①事故件数「0」を目指し、インシデント・アクシデント事例の検討を行い、再発防止策を全職員に周知するとともに職員誰もが同じ対応が可能となるよう“目で見てわかる”工夫をします。
- ②感染症の蔓延を起こさないよう、室内温度・湿度の管理、施設内の換気などを日常的に行い、感染症が疑われる場合には素早い感染対応が取れる意識作りを行います。
- ③感染予防対策における、知識・技術を高めるために感染汚物処理方法など専門職指導の下、施設内研修を行います。また、常に最新の情報を入手し、常に最善の対策を追及します。
- ④事故防止策、事故時の対応、感染症対策マニュアルの再確認に取り組みます。
- ⑤喀痰吸引・経管栄養が必要なご利用者様でも安心して施設利用・生活できるように、認定特定行為業務従事者を育成します。

(5) 住環境について

虐待防止委員会、処遇改善委員会を中心とし、ご利用者様が安心して快適に過ごすことが出来る施設づくりを目指します。

- ①ご利用者様に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらす対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組みを行い、適宜不適切なケアの見直しを行います。
- ②ご利用者様の個性を理解し、日常の介護でも個々に合ったサービスを提供出来るように努めます。
- ③ご利用者様満足度評価を元にご利用者様の意見を取り入れ、QOLの向上に努めます。
- ④虐待防止のための措置として、責任者の設置、ご利用者様に対する虐待防止啓発のための定期的な研修への参加、成年後見人を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等に努めます。
- ⑤職員のメンタルヘルスケアを行い、虐待発生を招く原因を取り除くように努めます。
- ⑥身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行わず、「ケアプラン評価」会議を随時行います。

(6) 経営について

経営委員会を中心に、施設安定経営と適切なサービス提供確保のための経費削減及び施設稼働率の確保を行います。

- ①経営状況の報告を行います。
- ②施設稼働率を確保し、職員の意識を高めます。
- ③毎月の電気、ガス、水道、灯油の使用量／使用料金をグラフにして前年度比較における分析を行い、使用料など異常が発生した時は速やかに対応します。また、業務の合理化、効率化を向上する事で光熱水費・消耗品削減を目指します。

3 主な実施事業

(1) 施設整備事業

電動ベッド更新（5台）	5 6 2 千円
製氷機、食器消毒保管庫更新	リース対応
公用車（リフト付き）更新	リース対応
ボイラー室給湯管修理事業	8 3 7 千円
防犯外灯、玄関前立木伐採事業	5 0 0 千円

(2) 事業活動

①個別外出支援

月に1回鳥取県内中部地区の商業施設や近隣散歩等ご利用者様の社会参加を促進した支援を実施します。

②保育園との交流会

法人内保育園児とのふれあい交流を実施します。（園児さんの踊り、歌、太鼓等（1回／2ヶ月））

③家族交流会（福祉の里夏祭り、文化祭）

8月、11月にご利用者様・ご家族様、法人内施設ご利用者様、地域住民の方々等と交流を図ります。

4 安全管理・衛生管理

感染症対策について、全職員が共通認識を持って取組むとともに、対応マニュアル再確認、処置演習（インフルエンザ、ノロウイルス等）器具及び備品の整備をはじめ、建物の安全管理に努めます。

(1) 中国電気保安協会による電気保安管理（1回／2カ月）

(2) 空調設備ボイラー点検（年2回）

(3) 消防用設備点検（年2回）※自主点検（1回／2カ月）

(4) 産業廃棄物・医療廃棄物は、適宜、回収業者に回収依頼し、衛生管理に努めます。

(5) 給食職員は、細菌検査を行い（1回／月）、他職員、ご利用者様は年1回実施します。

(6) 安全衛生管理委員会

施設内の備品の点検・感染症対策の協議等を実施します。

(7) 感染症予防に関して衛生教育の徹底を図ります。

(8) 疾患の予防に努めます。

ご利用者様の体調管理、水分、栄養補給に努め、ご利用者様の健康を維持することで入院に至るような疾病・事故を防止します。

(9) 口腔ケアのさらなる充実を図ります。

歯科医による月1回の往診・週1回の口腔ケア指導を実施します。（誤嚥性肺炎の予防・口腔機能維持・脳の老化防止等QOLの向上に役立てます）

5 防火・防災、救助体制

防火管理者を中心とした防災訓練の強化を図ります。また、災害対応マニュアルに

より、防災及び災害時の人命の安全、被害の軽減を図ります。

- (1) 緊急の際は、消防署に直結した火災通報装置とそれに連動した緊急連絡網により対応します。また、防災訓練に通報訓練を毎回取り入れ、機器の使用が習慣化できるようにします。
- (2) 防災訓練の強化を図ります。(年2回以上、夜間想定・地震想定も年1回以上行います)
- (3) 安全・衛生管理委員会にて災害対応マニュアルを随時見直し、安全を図ります。
- (4) 有事の際の備蓄品は、常時3日分備蓄します。(水ペットボトル 500m 150本・レトルトうどん 150食・レトルト米飯 150食等)

6 職員の資質向上と研修

- (1) 外部研修・発表会への参加
鳥取県や鳥取県社会福祉協議会、中・四国身体障害者施設協議会や鳥取県身体障害者福祉施設協議会等の研修に積極的に参加し、情報収集や先進的な思考・技術を習得します。
- (2) 法人内部研修への参加
法人内の各部会や研修にさまざまな職種の職員を参加させ、全職員のスキルアップを図ります。
- (3) 施設内のOJT・職場研修の実施
人材育成委員会を中心に、職員の資質向上に努めます。
- (4) 職員の資格取得のための取組み
 - ①法人の「国家資格等取得者に対する助成要領」による資格取得に対する助成制度を活用し、職員の取得意欲の増進とキャリアアップを促します。
 - ②介護福祉士等の資格取得に向けた勉強会を実施します。また、職員を資格取得のための研修等に積極的に参加させます。
 - ③資格取得者を対象に勉強会を行い、更なるステップアップを目指します。

7 各種団体との連携と地域交流

- (1) 広報誌の発行・配布
発行回数：4回／年
配布先：ご家族様、他施設、関係機関
- (2) 地域交流事業
福祉の里の施設が主催する地域交流夏祭りにご利用者様、ご家族様に参加していただくとともに、地域の住民の方々との交流を図ります。
- (3) 各種団体との連携
関係機関（市町村・相談支援事業所）との連携を強化するため、相談支援事業所を定期的に訪問し、情報交換を図ります。

8 年間行事計画

別紙参照